

連絡運輸規則

目 次

第1章	総 則	
第1条	適用範囲	1
第2条	用語の意義	1
第3条	割引する旅客運賃の種類等	1
第2章	普通旅客運賃の割引	
第4条	割引の適用	1
第5条	割引額	1
第6条	乗継時間	1
第7条	削 除	1
第3章	定期旅客運賃の割引	
第8条	割引の適用	1
第9条	定期乗車券発売箇所	2
第10条	定期乗車券発売日	2
第11条	定期旅客運賃	2
第12条	定期乗車券の有効期間	2
第13条	定期旅客運賃の払戻し	2

連絡運輸規則

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この規則は、広島高速交通株式会社（以下「会社」といいます。）の経営する会社線とバス会社のバスを乗り継ぐ場合の連絡運輸及び旅客運賃の割引（以下「乗継割引」といいます。）に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとします。

2 この規則に定めてない事柄については、当社旅客営業規則（以下「営業規則」といいます。）及び当社ICカード乗車券取扱規則（以下「IC規則」といいます。）の定めによります。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義については、営業規則第3条及びIC規則第3条の規定によります。

(割引する旅客運賃の種類等)

第3条 割引する旅客運賃及び対象旅客は、次のとおりとします。

- (1) 普通旅客運賃 大人、小児、特定割引適用旅客
- (2) 定期旅客運賃 大人、小児、特定割引適用旅客

第2章 普通旅客運賃の割引

(割引の適用)

第4条 大町駅・大塚駅間各駅で、PASPY乗車券を利用して次に掲げるバス会社のバス（以下「乗継バス」といいます。）と会社線を乗り継ぐ場合に、乗継割引を適用します。ただし、乗継が連続する場合は、2回目の乗継には割引を適用しません。

株式会社フォーブル

2 乗継割引は、自動改札機を利用して直接PASPY乗車券のSFから運賃を減額する場合に適用します。

(割引額)

第5条 前条に規定する乗継割引を行う場合の会社線の割引額は、次のとおりとします。

- (1) 大人 10円
- (2) 小児 5円
- (3) 特定割引適用旅客 5円

2 乗継バスの割引額は、当該バス会社との連絡運輸協定によります。

3 前各項に規定する割引額は、乗継バスから会社線に乗り継ぐ場合、会社線の割引額とバスの割引額を合算したものを会社線の所定運賃から差し引き、会社線から乗継バスに乗り継ぐ場合は、乗継バスの所定運賃から差し引きます。

(乗継時間)

第6条 第4条に規定する取扱いは、所定の乗継時間内に乗継を行う場合に有効とします。

2 前項に規定する乗継時間は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 乗継バスから会社線に乗り継ぐ場合
乗継バス降車から乗継対象駅の自動改札機による改札を受けるまでの時間 1時間
- (2) 会社線から乗継バスに乗り継ぐ場合
乗継対象駅の自動改札機による改札を受けて出場後、乗継バスに乗車するまでの時間 1時間

第7条 削除

第3章 定期旅客運賃の割引

(割引の適用)

第8条 大町駅・大塚駅間各駅で、定期乗車券を利用して、次に掲げる会社のバスと会社線とを乗り継ぐ場合に適用します。

広島交通株式会社
株式会社フォーブル
有限会社エンゼルキャブ

2 前項の適用を受けようとする旅客は、会社線の定期乗車券と乗継バスの定期乗車券を同時に購入しなければなりません。

(定期乗車券発売箇所)

第9条 乗継割引の定期乗車券発売箇所はIC規則第39条に定める箇所とします。

2 前項に規定する箇所では、会社線の定期乗車券と乗継バスの定期乗車券を同時に発売します。

(定期乗車券発売日)

第10条 割引の定期乗車券は、有効開始日の14日前から発売します。

(定期旅客運賃)

第11条 会社線の割引定期旅客運賃は、対象となる旅客の種別に応じて、大人、小児、特定割引適用者のそれぞれの所定運賃を1割引したものを端数計算した額とします。

2 乗継バスの割引定期旅客運賃は、当該バス会社との連絡運輸協定によります。

(定期乗車券の有効期間)

第12条 割引の定期乗車券の有効期間は、次のとおりとします。

通勤定期乗車券 1か月、3か月、6か月

学生定期乗車券 1か月、2か月、3か月、6か月、

1か月と端数日、2か月と端数日、3か月と端数日

2 削 除

(定期旅客運賃の払戻し)

第13条 乗継割引の定期旅客運賃の払戻しは、会社線の定期乗車券及び乗継バスの定期乗車券を共に提出して請求するときに限り取り扱います。

2 前項に規定する定期旅客運賃の払戻しは、第9条に定める箇所で取り扱います。

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から改正施行する。

平成 6年 8月20日制定

平成 7年10月18日改正

平成 9年 9月 1日改正

平成10年 4月 1日改正

平成12年 3月20日改正

平成14年 3月21日改正

平成15年 5月13日改正

平成15年 8月20日改正

平成21年 3月 2日改正

平成21年 8月 8日改正

平成28年 2月 1日改正

平成30年 3月21日改正